

## 1. 舗装工事における総合評価適用範囲の拡大

発注規模が小さく総合評価落札方式が適用される割合が低い舗装工事について、総合評価落札方式の適用範囲を拡大し、舗装工事の品質向上を図ります。

これにより、舗装工事の総合評価割合が約6%から10%程度上昇する見込みです。

### 〈改定内容〉

#### 1. 舗装工事における総合評価落札方式の適用範囲

現行	予定価格（税抜き）3,000万円以上の全ての舗装工事
改正後	予定価格（税抜き） <b>1,500万円</b> 以上の全ての舗装工事

#### 2. 舗装工事における総合評価での評価等の措置

##### ◇総合評価の評価項目「配置予定技術者の能力」における工事成績の対象工事

###### 現行

- ・過去4年間の主任（監理）技術者として従事した契約額1,500万円以上の全ての工事
- ・主任（監理）技術者として従事した成績を有しない場合は、現場代理人<sup>※</sup>として従事した上記対象工事を認める。

###### 改正後

- ・過去4年間の主任（監理）技術者として従事した契約額1,500万円以上の全ての工事
- ・主任（監理）技術者として従事した成績を有しない場合は、現場代理人<sup>※</sup>として従事した上記対象工事を認める。
- ・**予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事においては、当面の間、過去4年間に主任（監理）技術者及び現場代理人<sup>※</sup>として従事した契約額1,500万円以上の工事成績を有していない場合に限り、当面の間、主任技術者として従事した契約額1,500万円未満の舗装工事業の工事成績を認めることとする。**

※主任技術者の資格を保有した上で従事した工事に限る

##### ◇同一技術者による受注制限

###### 現行

- ・総合評価落札方式による入札で契約した2件以上の工事の主任技術者となっていない技術者を配置

###### 改正後

- ・総合評価落札方式（**予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事を除く**）による入札で契約した2件以上の工事の主任技術者となっていない技術者を配置

##### ◇土木一式Bランク工事における配置予定技術者の能力

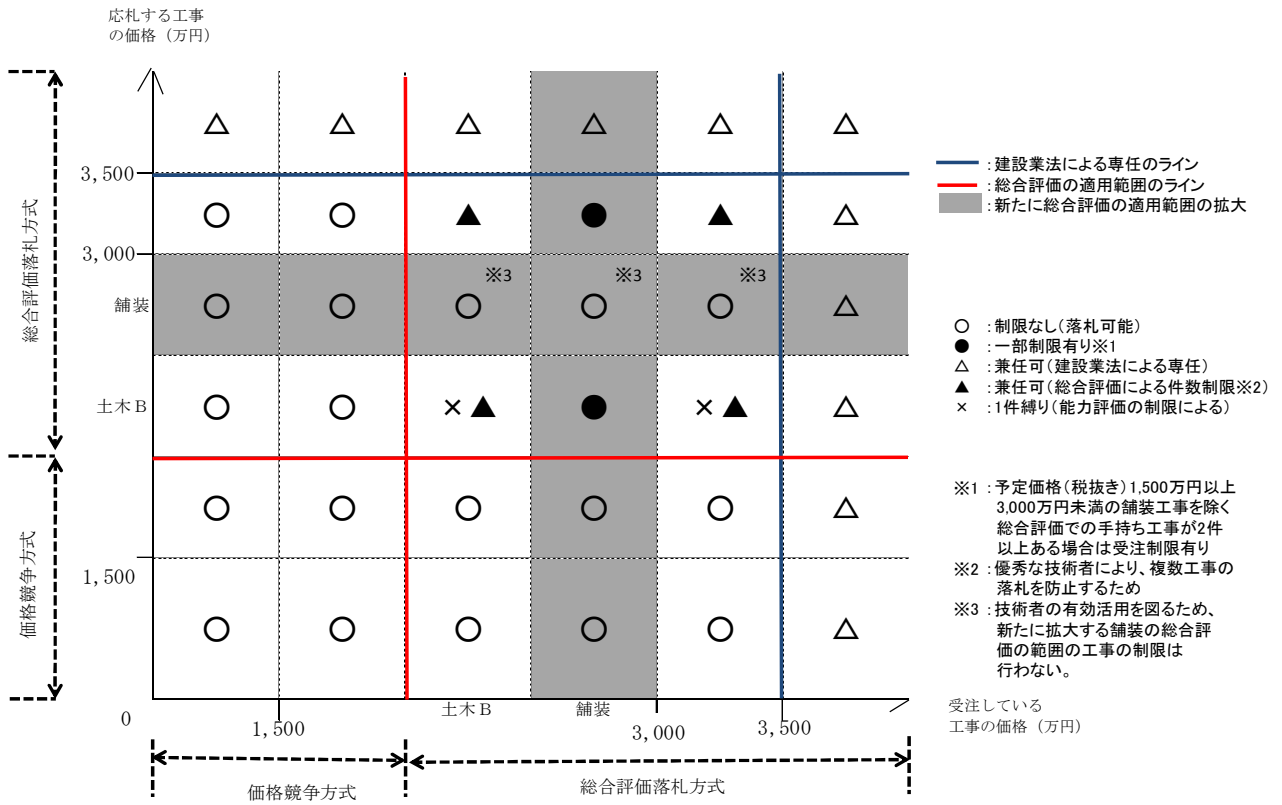
###### 現行

- ・総合評価落札方式で受注した他の県発注工事の主任技術者となっている場合は、配置予定技術者の能力において加点評価は行わない。

###### 改正後

- ・**予定価格（税抜き）3,000万円以上又は土木一式Bランク工事の総合評価落札方式で受注した他の県発注工事の主任技術者となっている場合は、配置予定技術者の能力において加点評価は行わない。**

※同一技術者による受注制限については、参考図を参照して下さい。



【参考図】 価格帯又は落札方式別の受注件数等の制限の措置

(様式4) (特別簡易型)

配置予定技術者の工事成績

工事名：  
会社名：  
技術者氏名：

記載する工事成績		主任（監理）技術者としての工事成績		
(申請する工事成績に○をつけること)		現場代理人としての工事成績		
		主任（監理）技術者としての1,500万円未満の舗装工事業の工事成績		
番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態
	工事名称	施工場所	工期（配置期間）	工事成績
1	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体 〇〇点
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
2	〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体 〇〇点
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 (〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)	
3				
4				
5				
6				
平均		〇〇点		

【参考図】 配置予定技術者の工事成績（提出様式例）

## 2. 委託業務におけるダンピング対策

令和元年6月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」により、測量設計等の委託業務についても法の対象となったことから、委託業務において低入札価格調査制度の適用範囲を拡大し、ダンピング対策の更なる徹底を図ります。

これにより、全ての委託業務について、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度が適用されることとなります。

### 〈改定内容〉

◇ 予定価格（税抜き）**3,000万円以上の全ての委託業務**に、新たに低入札価格調査制度を導入

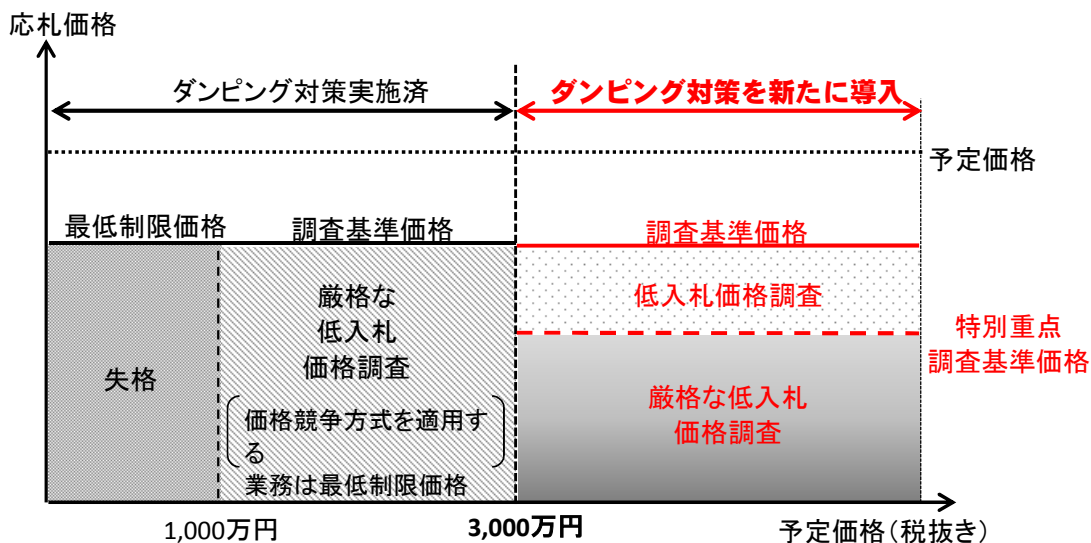
- ・ 調査基準価格については、国土交通省と同じ算出式により設定（下表参照）し、これを下回った場合は、低入札価格調査を実施

業務区分	①	②	③	④
土木関係 建設コンサルタント業務	直接人件費 ×1.00	直接経費 ×1.00	その他原価 ×0.90	一般管理費等 ×0.48
建築関係 建設コンサルタント業務	直接人件費 ×1.00	特別経費 ×1.00	技術料等経費 ×0.60	諸経費 ×0.60
補償コンサルタント業務	直接人件費×1.00	直接経費×1.00	その他原価×0.90	一般管理費等×0.45
測量業務	直接測量費×1.00	測量調査費×1.00	—	諸経費×0.48
地質調査業務	直接調査費×1.00	間接調査費×0.90	解析等調査業務費×0.80	諸経費×0.48

$$\text{調査基準価格} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times \text{消費税相当額} \times \text{ランダム係数}$$

（予定価格の77%～83%程度）

- ・ 調査基準価格に加え、**特別重点調査基準価格（予定価格の70%）**を設定し、これを下回った場合は、より厳格な調査を実施



委託業務のダンピング対策イメージ図

### 3. 入札成立要件の変更

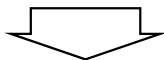
和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の入札について、入札不成立による工事着手の遅れや受発注者の入札事務の増加に伴う負担を軽減するため、入札成立要件を変更します。

#### 〈改定内容〉

##### 現行

条件付き一般競争入札の実施要領に定める有効な入札書を提出した者が2者以上なければ入札は成立しない。（WTO案件は除く）

ただし、再度入札する場合は、この2者以上の要件を適用しない。



##### 改正後

条件付き一般競争入札の実施要領に定める有効な入札書を提出した者が**1者**以上なければ入札は成立しない。

なお、予定価格（税込み）5億円以上の入札（WTO案件を除く）の場合は、2者以上なければ入札は成立しない。

ただし、再度入札する場合は、この2者以上の要件を適用しない。

制度改正に伴う競争性・透明性の確保については、以下の方法で行います。

- ①入札参加条件の設定等が適正かどうかを審査する入札審査会において、入札参加が可能な業者数を明確にし、競争性が確保されているかチェックします。
- ②1者入札による全ての契約案件は、外部委員（弁護士、教授等有識者）で構成する入札監視委員会に報告します。
- ③改正後、定期的に入札状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。

#### 〈参考〉

建設工事の入札不成立の状況

年 度	H29	H30	R1
不成立発生率	3.8%	10.6%	16.8%